

公衆浴場入浴料金統制額の指定について

生活衛生課

1 背景

一般公衆浴場（いわゆる「銭湯」）の入浴料金については、物価統制令（昭和21年勅令第118号）に基づき知事が統制額（上限額）を指定することとなっているが、平成12年以降据え置かれており、事業者の経営環境が厳しい状況にあることから新たな指定が必要である。

2 統制額指定の手続

秋田県公衆浴場入浴料金協議会（以下「協議会」という。）を開催し、その意見を踏まえ、統制額を指定し告示の上、施行する。

3 協議会の開催状況

（1）委員の構成

学識経験者3名、住民代表3名、業界代表3名、行政機関3名 計12名

（2）開催日

平成30年10月15日

（3）協議会の意見

大人の入浴料金については、統制額を450円から470円の間で指定することが妥当である。

4 新たな公衆浴場入浴料金統制額

入浴料金の区分	現行統制額	新たな統制額
大人（12歳以上）	360円	460円
中人（6歳以上12歳未満）	130円	据え置き
小人（6歳未満）	90円	据え置き

5 施行日

平成31年1月1日

【参 考】

（1）一般公衆浴場施設数

6施設（秋田市1、能代市2、大館市1、潟上市1、にかほ市1）

（2）北海道・東北等における公衆浴場入浴料金統制額

道 県 名	北 海 道	青 森 県	岩 手 県	宮 城 県	山 形 県	福 島 県	（全国最高額） 神 奈 川 県
統 制 額	440円	450円	430円	440円	300円	450円	470円